

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年2月7日 第56号
件名	区内の「土砂災害警戒区域」に対する防災・減災上の安全を緊急点検し、「要配慮者利用施設」を建設する場合は区独自の厳しい基準を設けることを求める請願
請願者	文京区西片二丁目8番24号 藤原美佐子 外8名
紹介議員	萬立幹夫 松下純子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

神奈川県逗子市内で2月5日、市道脇にある崖が突然崩落し、近くを歩いていたとみられる女性（18歳）が巻き込まれ、病院に搬送されたものの亡くなられるという、とても痛ましい事故が起きました。新聞報道等によると、崩落した現場は「土砂災害警戒区域」に指定されており、逗子市消防本部は「現時点で原因は分からないが、大きな石と砂地が混じっていて滑りやすい状態と見受けられた」と説明しているとのことでした。なお、斜面上には建築基準法に則ったマンションが建築されていますが、施工時には斜面の補強も何もないままとのことでした。また、現場は京急線神武寺駅から東へ約300mの距離にあり、住宅やマンションなどが立ち並ぶ地域であるとのことでした。

このニュースが人ごとではないと痛切に感じたのは、文京区でも土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定（第2次）により、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が15カ所から106カ所に、このうち土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は11カ所から64カ所に大幅に増えたからです。

土砂災害防止法では、都道府県知事の「特定開発行為」の許可があれば「要配慮者利用施設」を建設できることになっていますが、今、全国の自治体では、台風19号をはじめとする大規模な自然災害を踏まえ、「特定開発行為」の許可を得て「要配慮者利用施設」を建てようとする所有者に対し、移転を促し、移転に伴う費用を補助する動きが始まっています。

しかし文京区では、新たに指定された土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に「要配慮者利用施設」を建てる計画があっても、新しい指導・対策が、まだとられておりません。また、計画がない場合の緑の保全機能も、ないがしろにされています。

そこで、崖地及びその周辺地域における防災・減災上の安全確保のために、特に崖の所有者に対して的確な対応を求めていただきたく、区に働きかけていただけますよう、貴議会に下記を請願致します。

請願事項

- 1 文京区独自の施策として、「土砂災害警戒区域」で新たな「要配慮者利用施設」を建設する場合は、防災・減災上の厳しい基準を設け、所有者に対して的確な対応をとることを検討してください。